

令和8年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内過疎地域等における地域運営組織の機能強化を支援することにより、住民主体の地域づくりを促進し、地域の活力創出を図るため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、地域運営組織が自らの創意工夫により地域の課題解決又は価値創造を目的に実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において令和8年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 過疎地域等 次のいずれかに該当するもの

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項に基づき公示された過疎地域（同法施行令附則第3条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村並びに、同法施行令附則第4条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域を含む。）

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ その他、アからオに準ずる地域と知事が認める地域

(2) 地域運営組織 前号アからカに掲げる地域において、複数の集落で構成され、当該地域で暮らす住民が主体となって、地域内の様々な関係者が参加し、地域の課題解決又は価値創造に向けた取組みを実践している組織と知事が認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、事業主体、補助対象経費、補助金算定の対象となる額、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、次の各号に掲げる事業を含まないものとする。

- (1) 特定の個人や法人の利益増進など公益性を有しないと認められる事業
- (2) 補助金の交付申請前から定期的に行われている事業
- (3) 令和6年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金の交付を受けた事業
- (4) 令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金の交付を受けた事業
- (5) 前各号に準ずるものと知事が認める事業

(事業計画)

第4条 地域運営組織は、補助金の交付を受けようとするときは、第6条第1項の規定による申請書の提出に先立ち、事業計画書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の内示)

第5条 知事は、前条に規定する事業計画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付する補助金額を定めて内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定前に事業に着手するときは、補助金交付決定前着手届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに当該書類を提出した者に対し通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 収支予算における各経費区分の20%を超える増減
- (3) 事業内容の重要な変更

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、速やかに補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による補助金精算払請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、速やかに補助金概算払請求書（様式第8号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助金の交付決定の前に事業に着手したとき。ただし、第6条第2項の規定による届出を行い、その事業着手に合理的理由があると知事が認める場合は、この限りではない。

(5) この要綱又はこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき。

(6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(7) 補助事業の遂行ができないとき。

(財産の管理)

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事業を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(指導監督)

第18条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して検査し、又は報告を求めることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることがある。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業主体	補助対象経費	補助金算定の対象となる額	補助率及び補助限度額
<p>住民主体の地域づくりを促進し、過疎地域等の活力創出に向けて、地域の課題解決又は価値創造に取り組むことによって、持続可能な地域運営に資するものと認められる事業</p>	<p>地域運営組織</p>	<p>研修調査費及びサービス開発・販路開拓費、設備導入費など補助対象事業の実施に必要な経費とする。</p> <p>ただし、次の経費は補助対象外とする。</p> <p>(1) 支出証拠書類がない等、使途が不明な経費</p> <p>(2) 補助対象期間内に支出済みでない経費</p>	<p>地域運営組織が補助対象事業に要する経費から次の経費を除いた額</p> <p>(1) 経常的な経費（事務費、人件費、維持補修費、交際費など補助対象事業の実施に直接関係のない経費）</p> <p>(2) 用地取得費及び土地・建物の借用にかかる敷金並びに礼金</p> <p>(3) その他知事が不適切と認める経費</p>	<p>補助率は補助金算定の対象となる額の2/3以内とし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>補助限度額は1事業主体につき200,000円とする。</p>